

警備業務委託仕様書

たつの市（以下「甲」という。）が委託する警備業務の仕様は下記のとおりとする。

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲の施設の火災、盗難、破壊、不法侵入、加害行為を発見し、拡大防止にあたるほか、甲の計器類の異常を発見することにより甲が所有する施設ならびに施設の利用者の人命、財産を保護し、市の業務の円滑な運営に寄与し、その安全を保障するため、警備業務を実施するものとする。

第2条 警備対象物件は、別紙一覧のとおりとする。設置箇所については図面を確認すること。また、現地調査が必要な場合は、教育環境整備課に連絡すること。

第3条 警備方法は、機械警備システムとする。

第4条 警備委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約）

第5条 甲は乙に対し、警備業務遂行のために必要な権限を付与するものとする。

第6条 警備実施時間は、警備対象が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

第7条 警備内容は、次のとおりとする。

1 警備機構

(1) 警備装置

警備対象物件で発生した異常事態を乙の事務所へ即刻自動的に通報する機能を有する。

(2) 乙の事務所

乙は市内に事務所等を有し、警備実施期間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に機動隊との連絡を保持する。

(3) 機動隊

常に乙の事務所と連絡を保持し、警備対象物件の異常に備える。

2 警備開始時と終了時の取扱い

(1) 警備開始時における取扱い

① 甲における取扱い

ア 甲の最終退庁者は、防火、防犯、その他の事故防止上、必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器のセット状況を確認する。

イ 次に最終退庁者は、退出口を施錠した後、設置したキー・ボックスの電源及び回路を確認し、ON（警備）の状態にセットする。

② 乙における取扱い

甲の最終退庁者のキー・ボックスの操作により自動的に標示されるON（警備）の信号を確認し、警備を開始する。

(2) 警備終了時における取扱い

① 甲における取扱い

甲の最初の入庁者は、入室前に外部に設置したキー・ボックスをOFF（解除）にセットする。

② 乙における取扱い

甲の最初の入庁者のキー・ボックス操作により自動的に標示されるOFF（解除）の信号を確認し、警備を終了する。

第8条 異常事態発生時における乙の処置

- 1 警報受信装置により、甲の警備対象物件に異常事態が発生したことを確認したとき、乙は機動隊をすみやかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
- 2 警備対象物件に到着した機動隊は、異常事態を確認後、事業所へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ連絡する。
- 3 あらかじめ届出ている甲の当該緊急連絡者へ連絡する。

第9条 事故報告書等の提出

警備実施中に事故が発生したときは、乙は速やかに電話または口頭で甲に報告するとともに、後刻、事故報告書を甲の警備責任者に提出する。

第10条 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲・乙相互に預託、甲から乙へは異常事態発生時の立入りのため、庁舎出入口の合鍵を預託、乙から甲へはキー・ボックス用の鍵を預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重な取扱いと保管をなすものとする。

第11条 警報装置の保守点検

乙は設置した警報装置の機能について、随時保守点検を行うものとし、点検の都度、その状況を甲に報告するものとする。

第12条 機械警備を実施するために、警備対象に設置する警報機器およびこれに付帯する一切の取付費、撤去費その他の経費は乙が負担し、乙の所有に属する。ただし、甲の都合により警報機器の移動、追加、変更が必要となった場合の経費は甲が負担する。

第13条 甲の警備対象物件から、乙の事業所へ即刻、自動的に通報する機能は、甲の加入電話回線又は乙が設置する無線通信機を使用する。

第14条 乙は、本契約に基づき警備を実施中、甲および甲の従業員に身体上または財物上の損害を生ぜしめ、これが乙の責に帰すべき事由による場合は、客観的に承認された損害額の証明に基づき、身体上の損害および財物上の損害を合わせて1事故金10億円を限度として賠償するものとする。

第15条 既存機械装置等を撤去後、新機械装置設置完了までの期間は、乙の責任において人的警備を行うものとする。

第16条 乙は、自らの事情により第4条に規定する期間中、第3条に規定する警備が執行できない事態が生じた場合は、あらかじめ甲の承認を得てすみやかに本仕様書に規定する警備体制の実現に努めるとともに、他の方法により、第1条に規定する業務を実施しなければならない。

第17条 その他、この仕様に定めのない事項については、甲・乙双方において十分協議するものとする。